

## 特例水準の解消に伴う年金減額改定を定めた法律の憲法適合性

年金減額改定決定取消，年金減額改定決定取消等請求事件  
最二小判令和5・12・15裁判所時報1830号4頁

島村 暁代\*

### I 事案の概要

1 国民年金法（以下「国年法」という）上の老齢基礎年金及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という）上の老齢厚生年金（以下、併せて「老齢年金」という）については、1973年以降、物価スライド制が採用されていたが、2000年から2002年にかけて物価スライド特例法（2000年法律第34号、2001年法律第13号、2002年法律第21号）が制定されたことで、物価が下落した場合でも減額改定が行われず、1999年度の額に据え置かれた（以下、物価スライド特例法が適用されなかったと仮定した場合の本来の年金額の水準を「本来水準」といい、上記の据置きを契機として生じた、本来水準よりも高い、実際に支給される年金額の水準を「特例水準」という）。

2 2004年改正法（同年法律第104号）は、保険料水準を将来的に固定した上で、調整期間においては物価・賃金の変動に基づく改定率や再評価率（基礎年金では改定率、厚生年金では再評価率というが、両者併せて以下では「改定率等」という）に、被保険者等総数変動率と平均余命の伸び率を勘案して決定される調整率を乗じて年金額を改定するマクロ経済スライドを導入した（同年改正法による改正後の国年法16条の2、27条の4及び27条の5並びに厚年法34条、43条の4及び43条の5）。

もっとも、物価上昇によって本来水準が特例水

準を超えるまでの間は特例水準の支給を継続し、その間はマクロ経済スライドを適用しないとの措置をとった。つまり、本来水準による年金額が上昇して特例水準による年金額を上回ることによって特例水準が解消されることが目指された。

3 しかし、その後も物価が下落するなどした結果、特例水準は解消されず、2011年には特例水準が本来水準をおおむね2.5%上回る状況となった。そこで、2012年改正法（同年法律第99号）が制定され、物価や賃金が上昇しない場合でも特例水準を3年間で段階的に解消することにした（2013年度及び2014年度に1.0%、2015年度に0.5%の減額）。

4 こうした経緯で老齢年金の額が改定される処分を受けることになった受給権者であるXらは、2012年改正法は憲法25条や29条等に違反するなど主張して、Y（国）を相手に改定決定の取消等を求める訴訟を提起した。

### II 判旨：（憲法25条及び29条違反の判断のみ）

1 「所論は、平成24年改正法1条の規定のうち、国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置、平成25年度及び平成26年度における国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例並びに平成25年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例について定める部分（以

\* 立教大学法学部 教授

下「本件部分」という。)が憲法25条及び29条に違反する旨をいうものと解される。]

2 (1)「前記事実関係等によれば、平成24年改正法1条は特例水準を3年度にわたって段階的に解消するものであるところ、特例水準は、それが生じた経緯に照らし、当初から、将来的に解消されることが予定されていたものといえる。このような特例水準による年金額の給付を維持することは、賦課方式(現在の年金受給権者に対して支給される年金給付の財源を、主に現役世代が負担する保険料によって賄う方式)を基本とする制度の下で現役世代に本来の負担を超える負担を強いることとなり、また、現役世代が年金の給付を受けるようになった際の財源を圧迫することにもつながるものと考えられる。そして、平成24年改正法の制定時には、今後、我が国の少子高齢化の進展に伴い、現役世代の保険料や税の負担能力が更に減少する一方で、支給すべき老齢年金の総額が更に増加することが合理的に予測されていたものである。」

(2)「これらの点に加え、特例水準の解消が、我が国における少子高齢化の進展が見込まれる中で、世代間の公平に配慮しながら前記の財政の均衡を図りつつ年金制度を存続させていくための制度として合理性を有するものとして構築されたマクロ経済スライド制の適用の実現につながるものであることをも踏まえれば、特例水準によって給付の一時的な増額を受けた者について一律に特例水準を解消することは、賦課方式を基本とする我が国の年金制度における世代間の公平を図り、年金制度に対する信頼の低下を防止し、また、年金の財政的基盤の悪化を防ぎ、もって年金制度の持続可能性を確保するとの観点から不合理なものとはいえない。」

(3)「以上によれば、立法府において上記のような措置をとったことが、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということとはできず、年金受給権に対す

る不合理な制約であるともいえない。」

3「したがって、本件部分は憲法25条、29条に違反するものとはいえない。」

以上は、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和51年(行ツ)第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁、最高裁昭和48年(行ツ)第24号同53年7月12日大法廷判決・民集32巻5号946頁及び最高裁平成12年(オ)第1965号、同年(受)第1703号同14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁)の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができる。」

### III 評釈 概ね賛成

#### 1 本判決の意義と特徴

##### (1) 意義

本件は、老齢年金の特例水準を3年度にわたって段階的に解消することにした2012年改正法<sup>1)</sup>の本件部分が憲法25条及び29条に違反しないかが争われた事案である。本判決はXらの請求を棄却した原審を正当として是認し、特例水準の解消に関する立法的な措置は憲法に違反しないことを明確にした。この問題については全国的に訴訟が提起されており、最高裁判所が合憲という形で終止符を打った本判決には非常に重要な意義がある。とりわけマクロ経済スライドにも言及した点は注目し値する。最高裁として初めての言及かと思われ、マクロ経済スライドの適用自体の合法性を争う訴訟も別途係属される中で<sup>2)</sup>、本判決は大きな影響を及ぼすものと考えられる。

##### (2) 特徴

本判決は本件部分が憲法25条、29条に違反するものとはいえないと結論付けるにあたり、判断基準を明確にしないまま、議論を進める。最後に判断基準らしきものに当てはめて合憲との結論を導いた上で、その結論は憲法25条と29条に関する著

<sup>1)</sup> 2012年改正法の経緯・内容等については、尾崎拓洋(2013)「持続可能な公的年金制度とするために」、『時の法令』、1929号、p.4。

<sup>2)</sup> 広島高判岡山支部令和6・4・18 LEX/DB25599849, 岡山地判令和3・3・30 LEX/DB25569618, 和歌山地判令和4・5・10 LEX/DB25592988。

名な最高裁の3判決—具体的には堀木訴訟・最大判昭和57・7・7民集32巻5号946頁、国有農地等売払特措法事件・最大判昭和53・7・12民集32巻5号946頁（以下「国有農地判決」という）、証券取引法164条事件・最大判平成14・2・13民集56巻2号331頁（以下「証取法判決」という）—の「趣旨に徴して明らか」と締めくくる。

全体として判旨は年金制度に賦課方式がとられることに言及し、現在の受給者との関係だけでなく、将来の受給者との関係でも考察し、長期にわたるものにとらえて制度の持続可能性を重視する立場がとられたことが注目される。こうした観点は年金制度を設計するにあたってこれまでも政策的な視点から重視されてきたが、最高裁にも是認されたことの意味は小さくないように思われる。以下では、改めて問題状況を整理した上で本判決の内容を辿りながら、判決の構造を理解することに取り組みたい。

## 2 問題状況の確認

### (1) 年金受給権の構造

年金受給権は、周知の通り、各年金の支給要件を満たすこと<sup>3)</sup>で発生し、実際に年金を受給するには厚生労働大臣等の裁定（国年法16条、厚年法33条）を受ける必要がある。裁定によって、年金受給権（基本権）が存在することが公的に確定され〔堀（2022）、p.238〕、支払期月ごとに年金の支払を受ける支分権を取得する〔堀（2022）、p.232〕。老齢基礎年金では定額、老齢厚生年金では報酬比例の年金が支給される。そして現在の制度では支給額は基本的に保険料の拠出期間や標準報酬月額に応じて決まるが、スライド制やマクロ経済スライドの適用を受ける（国年法27条、厚年法43条）。現行のスライド制では1年ごとに物価や賃金の変動に応じた改定率等が乗じられ、マクロ

経済スライドの適用も含め、毎年4月分から年金額が改定される。つまり、厚生労働大臣等からの裁定により「年金給付を受ける権利」にあたる基本権は具体化されるが、その内容は毎年変わる。基本権が4月1日に変更されると、それに伴って「当該権利に基づき支払期月ごとに・・・支払うものとされる給付の支給を受ける権利」である支分権の内容も変更される<sup>4)</sup>。このような仕組みによって、年金の実質的な価値は維持されている。

### (2) スライド制と特例水準

既に述べた通り、スライド制は、物価や賃金の変動に応じて年金額を調整するが、その内容には変遷がある（本誌別稿「年金の給付水準をめぐる法政策」参照）。本事案で問題になった特例水準は、2000年から2002年にかけて制定された物価スライド特例法に根拠がある。すなわち、物価スライド特例法は、物価の下落に合わせてマイナス改定するはずの年金額を1999年度の額に据え置くものである。

このような特例は、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活等の状況に鑑みて設けられ〔尾崎（2013）、p.17〕、年金減額によって景気に悪影響を与えることが懸念された〔浅野（2021）、p.157〕<sup>5)</sup>。物価スライド特例法の結果として、2002年度における特例水準と本来水準とのかい離はおおむね1.7%となった。

### (3) 特例水準解消の経緯—問題の所在

そうした中で年金制度を大きく改革した2004年改正法は、物価と賃金の変動を基準に年金額を改定する現行のスライド制のベースを築いた<sup>6)</sup>。また、保険料水準を将来的に固定した上で（保険料水準固定方式）、年金財政の長期的な安定を図る（長期的な給付と負担の均衡を図る）ため、改定に

<sup>3)</sup> 老齢基礎年金は保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上あること、原則として65歳以上であること（国年法26条）、老齢厚生年金では老齢基礎年金を受け取れる場合で、厚生年金の加入期間があること（厚年法42条）が必要である。

<sup>4)</sup> 最高裁としてこの問題を明確に論じたものに最二小判平成29・4・21民集71巻4号726頁がある。支払該当月の初日に支分権が発生するところ、基本権の内容に変更があると、それに続いて既に発生した部分をも含めて支分権の内容が変更される〔島村（2019）、p.370〕。

<sup>5)</sup> 年金審議会総会・全員懇談会議事録（平成12年1月28日）年金局長趣旨説明。

対して一定の調整を講じるマクロ経済スライドも導入した<sup>7)</sup>。

そして、特例水準を解消するための措置を講じた。すなわち、物価が下落した場合には原則的に特例水準の年金額を引き下げ、一方、物価が上昇しても特例水準の年金額は据え置くことにした。賃金や物価の上昇に伴って本来水準の年金額が引き上がり、特例水準の年金額を上回れば、それ以降、本来水準の年金額を実際に支払うという方法で特例水準を解消し、そしてマクロ経済スライドについては、本来水準が特例水準を上回って、本来水準に復帰してから適用することにした。

しかし、2004年改正法の施行後も、物価や賃金の下落傾向は続いたため、特例水準は解消されず、2012年度のかい離は、2.5%にまで拡大した。また、少子高齢化の急速な進展と、国民年金及び厚生年金の各収支における赤字増大の傾向もみられた。

そこで制定された2012年改正法は、物価スライド特例措置を2015年度以降は適用しないものとする、物価スライド特例措置に基づく2013年度及び2014年度の年金額について物価や賃金の変動を基準とする改定と併せて、1.0%の適正化を図られるように改定する措置を講じることとした。これらの措置によって、物価や賃金が上昇しない場合でも特例水準が解消されることになり、金額としてみれば2013年10月で老齢基礎年金が666円減、老齢厚生年金が2349円減、2014年4月でそれぞれ675円減、2375円減、2015年4月でそれぞれ334円減、1176円減となった〔尾崎(2013), p.17, 尾形

(2020), p.766〕が、この点の適法性が訴訟で争われた。

### 3 本判決の検討

#### (1) 本判決の構造

本判決は、先述の通り、判断基準を明確にせず、年金制度を検討し、終盤(判旨2(3))では堀木訴訟等が示した基準にも触れるが、判旨2(2)ではまず特例水準の解消が「不合理なものといえ」るかどうかを判断する。すなわち、判旨2(1)で特例水準の性質や意味、2012年改正法の制定時の状況を確認した上で、続く(2)で特例水準を解消することの意味や効果を指摘し、それを踏まえて一律に特例水準を解消することは不合理なものとはいえないと述べる。その上で「違憲でない」と結論付ける直前の判旨2(3)で堀木訴訟等が示した基準により触れる。具体的には立法府において措置をとったことが「著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるということ」ができるかどうかという基準にあてはめるとともに、「年金受給権に対する不合理な制約である」といえるかどうかを検討する。後者は前者ほどに明確ではないが、これまで最高裁が財産権に関して定立してきた基準に類似するものである<sup>8)</sup>。

そして、判旨3にて、本件部分は憲法25条、29条に違反するものとはいえないとの結論を述べた上で、以上は堀木訴訟等3判決の趣旨に徴して明らかとして締めくくる。

<sup>6)</sup> 新規裁定までは賃金変動率で、既裁定は物価変動率で毎年度自動改定する原則及びその算定方式を法定化した。その後、2016年改正(同年法律第114号)では賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底する改正が行われた(2021年以降)。具体的な改定の水準は、実際の物価変動率、賃金変動率を改定ルールに当てはめて算定し、毎年度政令に規定されることになった。

<sup>7)</sup> 具体的には原則として5年に1度行われる財政検証の際に、100年後に1年分の給付費に相当する積立金を保有することができるように年金額の伸びの調整を行う期間(調整期間)を設定し、調整期間内の毎年度の年金額は、賃金や物価の変動に応じて算定される改定率等からスライド調整率(=公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%))を差し引いて改定し、年金額の上昇を抑えることにした〔尾崎(2013), p.16〕。賃金・物価による改定率がマイナスとなる年度においては調整を行わない、いわゆる名目下限措置が採用された。

<sup>8)</sup> 例えば国有農地判決では「財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうか」という基準が使われた。

(2) 特例水準の性質や意味、2012年改正法の制定時の状況（判旨2（1））

本判決は検討のはじめに、特例水準が生じた経緯を述べて、当初から将来的に解消されることが予定されていた点に着目する。この点はこれまでの裁判例<sup>9)</sup>でも繰り返し指摘される点である<sup>10)</sup>。そして「特例水準を維持することは」として賦課方式を定義し、現役世代に本来の負担を超える負担を強いることと現役世代が年金の給付を受けるようになった際の財源を圧迫することにもつながるとする。

現行の年金制度は積立金があるものの、基本的には現役世代が負担する保険料によって現在の年金受給権者への年金給付が賄われ、賦課方式であるとの説明があることで長期的な視点から考察する必要性が裏付けられる〔菊池（2022），pp.34-35〕。繰り返しになるが、長期的な視点は年金制度の設計を考える上でかねてより重要なものと政策的にはとらえられてきたが、それが最高裁にも是認されたことの意味は大きいだろう。賦課方式の下では特例水準で高止まりすると将来の給付にまわせる財源は少なくなるため、将来の財源が圧迫されうる。そのため、後者の点は首肯できるが、前者の点、すなわち本来の負担を超える負担を現役世代に強いるというのはどうか。

この点では2004年改正で年金財政フレームが転換されたことに注目する必要がある、従来のように必要な給付のために保険料を集めるフレームではなくなっている。そうすると、判旨のいう「本来の負担」とは何を意味するかは自明とはいえないように思われる。可能性としては特例水準がなかったときに負担する額が考えられるが、特例水準の支給が必要であるが故に現役世代が負担する保険料が増えるという相関関係にはないため、「現役世代に本来の負担を超える負担を強いる」という表現はやや筆が滑ったのではないかとの感がある。ただその一方で、財政フレームが転換される前の2004年時点の制度を念頭に置けば理解で

きるし、さらに特例水準の支給が必要とすると、保険料を負担する被保険者の側からしてみれば負担に感じうるため、その点を考えれば是認できる余地がある。続いて判旨が触れる2012年改正法の制定時の状況についての記述は支持できる。

(3) 特例水準の解消の意味・効果を踏まえて、解消に不合理性がないこと（判旨2（2））

次の段落で判旨は、マクロ経済スライドについて「世代間の公平に配慮しながら…財政の均衡を図りつつ年金制度を存続させていくための制度として合理性を有するものとして構築された」とする。最高裁がマクロ経済スライドの合理性を認めたのは初めてで特筆に値する。この点、合理性を有するものとして立法者によって構築されただけで、最高裁自体がその合理性を認めたとまではいえないという読み方もありえようが、「マクロ経済スライド制の適用の実現につながる」と続く判旨の内容を総合して考えると、判旨はマクロ経済スライドを肯定的にとらえたと読むほうが素直ではないだろうか<sup>11)</sup>。

特例水準が解消するまでマクロ経済スライドは適用されないため（2004年改正法）、特例水準の解消がマクロ経済スライドの適用の実現につながるという指摘は、的を得ている。逆に解消されなければマクロ経済スライドによる自動調整の発動は遅れ、その分だけ調整期間は後ろ倒しされ、将来の給付水準は下がって世代間の格差が広がる要因になりかねないため、特例水準を解消する必要性は高かったと考えられる。

その上で判決は、「特例水準によって給付の一時的な増額を受けた者について一律に特例水準を解消することは」と続けるが、ここでは判旨が特例水準をどう評価しているかを垣間見ることがができる。つまり特例水準とはあくまで特例で「一時的な増額」に過ぎず、言い換えれば本来あるべきものからの「減額」という発想ではない<sup>12)</sup>。そしてこうした評価は、物価の下落時に常に特例水準

<sup>9)</sup> 例えば札幌地判平成31・4・26訟月65巻8号1183頁等。

<sup>10)</sup> この事情が、合憲性の肯定に強く影響していると分析するものに、〔坂井（2024），p.94〕参照。

<sup>11)</sup> 「マクロ経済スライドへの肯定的な評価を含む」と触れられる文献に〔坂井（2024），p.94〕。

が設けられるわけではないことを説明していた厚生省(当時)の理解<sup>13)</sup>とも整合し、納得できる。この理解こそ、判旨の射程を考える上でも重要であり、本判決はあくまで一時的な増額についての判断であり、減額に関する事案には本判決の射程は及ばないと考えるのが自然なように思われる。

そして判旨は、年金制度の持続可能性を確保するとの観点から一律に特例水準を解消することは不合理なものとはいえないとする。既述の通り、特例水準を維持すれば年金財政を圧迫し、将来世代の年金は低下することになるため、世代間の公平を図るという点は重要であるし、年金制度に対する信頼の低下の防止や、年金の財政的基盤の悪化を防いで制度の持続可能性を確保することも重要である〔菊池(2018), p.115〕。最高裁は、年金制度を全体的な観点から考察して解消について不合理なものとはいえないとし、判旨2(3)にて「以上によれば」として、ようやく憲法25条や29条との関連性に言及する。

#### (4) 憲法25条

まず判決は、堀木訴訟の基準にあてはめる。憲法25条の具体化については立法府に広い裁量が認められるが、判旨の内容を踏まえれば、裁量権の逸脱や濫用を否定する結論は首肯できる。

もっとも、本判決については立法府における判断形成過程の適切さや、受給者の生活保障あるいは期待利益が適切に考慮されているかに関して詳細な検討が行われていないとして問題視する見解もある〔植木(2024), p.38〕。

また、Xらはそもそも憲法25条違反について制度後退禁止原則や立法の判断過程審査の観点から主張していたが、法廷意見は正面からの回答を避けた。その一方で、尾島補足意見では、制度後退禁止原則については「何をもって制度が後退した

と評価するのか、法律によって作られた制度の保護水準がその後の改正法によって引き下げられると憲法に違反することになるといふとき、憲法と法律の各規範の相互関係をどのように考えているのかなどあいまいな点が多く、法律の憲法25条適合性の審査に際して参照するのに適切な成熟した法理ないし基準であるとはいえないように思われる」とし、判断過程審査の点については「立法府の判断過程審査の具体的な内容自体、立法権と司法権との関係を踏まえた上で、その理論としての必要性、明確性、有用性等が成熟したものになっているとは考えられ」ないとして、いずれも一蹴した。

先に触れた本判決に対する批判とも重なるが、学説では、高齢者の生活実態の検証は不可欠とする指摘〔遠藤(2022), p.29〕や、立法府の判断過程において高齢者の基礎的生活保障に対する配慮が十分考慮されたかどうか疑問があるとの指摘〔尾形(2020), p.759〕がある<sup>14)</sup>。具体的には国会における審議においては、特例水準の解消という直截的かつ劇的な施策ではなく、景気対策等の措置をより積極的に講ずるといふ、より制限的でない代替的手段があったのではないかと指摘されるようである。

そこで考えてみるとより制限的でない代替的手段があったかについては難しかったのではないか。というのも、物価上昇によって特例水準を解消する方策を2004年改正法でやってみたが、失敗しむしろ本来水準とのかい離が広がったために2012年改正法の制定に至ったからである。また、高齢者の可処分所得が減少するのに特例水準を解消すれば、低所得年金受給者の生活への影響は極めて大きく、その点は憂慮すべきであるが、特例水準の解消はそもそも予定されていたし、物価や賃金等の下落は現役世代も甘受しており、年金受

<sup>13)</sup> この点のみて、財産権制限は生じていないとみていると考える余地を指摘する見解に〔植木(2024), p.37〕がある。

<sup>13)</sup> 特例措置は、「時々の判断」「以後踏襲するというわけではない。特例というふうに考えています。」(年金審議会総会・全員懇談会議事録(平成12年1月28日)事務局発言)。

<sup>14)</sup> 公的年金制度の基本原則を抽象的に前提とし、高齢者の基礎的生活保障という憲法的価値を考慮に入れていない疑いがあるとの指摘もある〔尾形(2020), p.760〕。

給世代に甘受させないことを正当化する理屈にまではなっていないように思われる。その他の施策に生活保護もある中で<sup>15)</sup>どこまで年金でカバーするかとの問題もある。繰り返し述べる通り特例水準が解消されない限り、マクロ経済スライドは発動されず、結果として将来世代の給付水準は下がるため、それを早く食い止める必要性は高かった。一時的な増額に過ぎないなら経過措置を設けずに一度に解消することもできたが、立法府は3年をかけて段階的に徐々に解消しており、高齢者の生活への配慮といえ、逸脱・濫用にはならないであろう。

つまるところこの問題は、ベースラインをどうとらえるか次第である。特例水準はあくまで特例であるから解消は想定内と考えるのか、それとも一度でも支給したならそれを前提に生活するためあるべきものととらえるか。そして、制度全体の視点、つまりより将来の世代に対する給付にまで視野を広げるか、それとも現在の受給者世代の受ける額という近視眼的な観点に限るのか。

最高裁は特例水準の解消を想定内とした上で制度全体の観点から考察したわけであるが、マクロ経済スライドによる調整も法が予定するものであり、判旨は首肯できるように思われる。学説からは、特例水準については、「これまで政府が年金受給者の生活に過剰とも言えるほどの配慮措置を講じてきた」との評価もある〔石崎（2019）、p.519〕。

#### (5) 憲法29条

続いて憲法29条について、本判決は「年金受給権に対する不合理な制約であるともいえない」とさらっと触れる。そもそも年金受給権は、財産権に含まれるかという問題があるが、「憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである」との判決がある<sup>16)</sup>。本判決では「年金受給権」という言葉が終盤（判旨2（3））で突如使用されるが、その後に憲法29条に関する2つの最高裁先例に言及することを踏まえると、年金受給権も財産権の対象であることは当然の前提にしていると考えられる<sup>17)</sup>。

その上で制約があるかの問題については、本判決は「年金受給権に対する不合理な制約」ではないとしたため、そもそも制約はないとの立場か、あるいは制約はあっても不合理とはいえないとの立場のいずれかである<sup>18)</sup>。後者の方が判旨の読み方として素直で自然であるが、問題はいかなる基準で不合理性を判断するか、先例は、国有農地判決<sup>19)</sup>か証取法判決<sup>20)</sup>かとの問題があり、下級審判決でも見解が割れていた<sup>21)</sup>。

両判決のすみわけについては憲法学にて活発な議論があり、議論が終息したわけではなさそうであるが、少なくともかねてより主張されていた既得権侵害事案には国有農地判決、内容形成事案に

<sup>15)</sup> 年金制度だけで最低限度の生活を保障しなければいけないわけではないだろう。

<sup>16)</sup> 札幌地判平成1・12・27労民集40巻6号743頁。

<sup>17)</sup> 「物権、債権、無体財産権、公法上の権利等々を含む財産的価値を有するすべての権利」との広くとられる一般的な財産権理解を前提にすれば、年金の切り下げが、財産権の問題にもなりうることは間違いないとするものに〔松本（2023）、p.341〕がある。

<sup>18)</sup> 本判決について「財産権制限」の存否に関して論じていないとして、「端的に「財産権制限」は生じていないとみていると考える余地もある」との分析に〔植木（2024）、p.37〕。

<sup>19)</sup> 国有農地判決の判断基準は、「一旦定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうか」である。

<sup>20)</sup> 証取法判決の判断基準は、「規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべき」である。

<sup>21)</sup> 国有農地判決を引くものに例えば、青森地判令和2・2・28 LEX/DB25565031、徳島地判令和2・12・23判時2542号28頁、高松高判令和4・5・25賃社1811=1812号5頁があり、証取法判決を引くものに例えば、札幌地判平成31・4・26訟月65巻8号1183頁、大阪地判令和2・3・12 LEX/DB25592351（本件原々審—なお原審大阪高判令和4・3・16 LEX/DB2559232350）、仙台地判令和3・5・25LEX/DB25590127、仙台高判令和5・2・15 LEX/DB25594743があった。

は証取法判決というすみわけではうまく説明できない最高裁判決があり<sup>22)</sup>、最近では「既得権の存在をめぐる考察が重要な比重を占める場合には国有農地」判決が、「その他の要素が重視される場合」には証取法判決が引用されるという整理〔村山 (2020), p.211〕も有力であった<sup>23)</sup>。これに対して本判決は原々審が証取法判決だけを引用していたにもかかわらず、あえて両方の判決に言及した点が注目される。「本判決は、本件に、制度形成と既得権保障の両方の問題が含まれているとみただけであろうか。」との指摘もある〔松本 (2024), p.99〕。

私見では特例水準は当初から解消が想定されていたので、既得権保護の要請は低く、証取法判決でよいのではと考えていた〔島村 (2022), pp.37-38〕が、最高裁が両判決に言及したことは無視できない。事後変更であるとして国有農地判決を引用しつつ、解消は想定内だったので証取法判決も引用したのだろうか。その一方でもうひとつ留意したいのは、本判決は判断基準を示してその直後にカッコ書きで先例として引用しあてはめを行うというオーソドックスな手法は取っていない点である。あくまでも最後に「趣旨に徴して明らか」と触れるにとどまる<sup>24)</sup>のはそれらの判決に照らせば、今回の結論は当然出てくると言いたかっただけなのかもしれない。既に触れた通り、憲法からは憲法25条と29条の交錯と相違を整理しなかったことや、年金減額が両条項との関係でどう位置づけられるかを論じていないことについて、憲法上の権利保障という裁判所の役割からみて疑問があるとも指摘されるところである〔植木 (2024), p.36〕。

#### 4 判決の射程

本判決はかねてより解消が予定されていた特例水準の事案のため、本判決の射程は限定的と考えられる。そのため、マクロ経済スライドの適用に

よる年金額の改定等については本判決の射程が直接及ぶとは考えられない。ただ、その一方で、私見のように本判決をマクロ経済スライドの合理性を認めたものと解するのであれば、その点も重要な判旨といえ、マクロ経済スライドに基づく減額については真つ新たな白地で判断するよりは違法となるハードルはより高くなるように思われる。

#### 参考文献

- 浅野公貴 (2021) 「年金額減額処分取消請求事件/社会保障法学の視点から」, 『社会保障法研究』, 第13号, p.147。
- 石崎浩 (2019) 「22 公的年金「マクロ経済スライド」の名目下限措置廃案をめぐる考察」, 新田秀樹ほか編『現代雇用社会における自由と平等』, 信山社, p.503。
- 植木淳 (2024) 『<判批>新・判例解説Watch』, Vol.34, p.36。
- 遠藤美奈 (2022) 『<判批>ジュリスト』, 1570号, p.29。
- 尾形健 (2020) 「公的年金の給付水準引下げにかかる憲法問題」, 『同志社法学』, 72巻4号, p.743。
- 尾崎拓洋 (2013) 「持続可能な公的年金制度とすため」, 『時の法令』, 1929号, p.4。
- 菊池馨実 (2018) 「社会保障法と持続可能性—社会保障制度と社会保障理論の新局面」, 『社会保障法研究』, 第8号, p.116。
- (2022) 『社会保障法』, 有斐閣。
- 坂井岳夫 (2024) 「時論 特例水準の解消のための年金減額と憲法25条・29条」, 『ジュリスト』, 1600号, p.90。
- 島村暁代 (2019) 「特別支給の老齢厚生年金に関する退職改定」(判批), 『社会保障研究』, Vol.4, No.3, p.364。
- (2022) 「公的年金の安定性と十分性の確保に向けた課題と展望」, 『社会保障法』, 16号, p.29。
- 堀勝洋 (2022) 『年金保険法 (第5版)』, 法律文化社。
- 松本哲治 (2012) 「経済的活動の自由を規制する立法の違憲審査基準」, 『論究ジュリスト』, 1号。
- (2023) 「経済的自由権をめぐる最近の判例の展開について」, 『同志社法学』, 75巻4号, p.319。
- (2024) 『(判批) 法学教室』, 523号, p.99。
- 横大道聡編 (2020) 『憲法判例の射程 [第2版]』, 弘文堂, p.211 (村山健太郎著)。

(しまむら・あきよ)

<sup>22)</sup> 最判平成15・4・18民集57巻4号366頁は既得権保障・現状保障が問題となったが証取法判決が先例として参照された〔松本 (2012), pp.64-65〕。

<sup>23)</sup> 支持する見解として〔浅野 (2021), p.166〕。

<sup>24)</sup> 各判決が判決の論証にどのように反映されているのかも明らかではないとの指摘に〔植木 (2024), p.36〕。